

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文

○ 厚生労働省所管会計事務取扱規程（平成13年厚生労働省訓第23号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
部局	支出負担行為認証官	支出負担行為認証官代理	委任事務の範囲	部局	支出負担行為認証官	支出負担行為認証官代理	委任事務の範囲
(略)				(略)			
国立医薬品食品衛生研究所	(略)	(略)	<u>一般会計歳出予算（（項）厚生労働調査研究等推進費に限る。）</u> 及び東日本大震災復興特別会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）のうち、国立医薬品食品衛生研究所における補助金等の支出負担行為の認証の事務	国立医薬品食品衛生研究所	(略)	(略)	<u>一般会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）</u> 及び東日本大震災復興特別会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）のうち、国立医薬品食品衛生研究所における補助金等の支出負担行為の認証の事務
国立保健医療科学院	(略)	(略)	<u>一般会計歳出予算（（項）厚生労働調査研究等推進費に限る。）</u> 及び東日本大震災復興特別会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）のうち、国立保健医療科学院における補助金等の支出負担行為の認証の事務	国立保健医療科学院	(略)	(略)	<u>一般会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）</u> 及び東日本大震災復興特別会計歳出予算（（項）厚生労働科学研究費に限る。）のうち、国立保健医療科学院における補助金等の支出負担行為の認証の事務
(略)				(略)			